

(参考)引取り数削減に向けたその他の取組

収容される猫を減らす

適正譲渡をより進めていくには、「収容される猫の数を減らす＝蛇口を閉める」ことが非常に重要です。

① 飼い猫の不妊去勢手術の指導

飼い主への指導にあわせて、不妊去勢手術への助成金制度をつくり活用している自治体も多くなっています。

② 飼い主のいない猫対策

住民、ボランティアと三者協働で、地域猫活動を積極的に支援する自治体が増えています。飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術の助成金制度も活用されているほか、地元の獣医師会との連携も進められています。

③ 「遺棄＝犯罪」の周知

特に、子猫を捨てる行為を防ぐために、警察と連携し積極的に周知を進めている自治体が増えています。

1. 飼い主のいない猫対策：地域猫活動

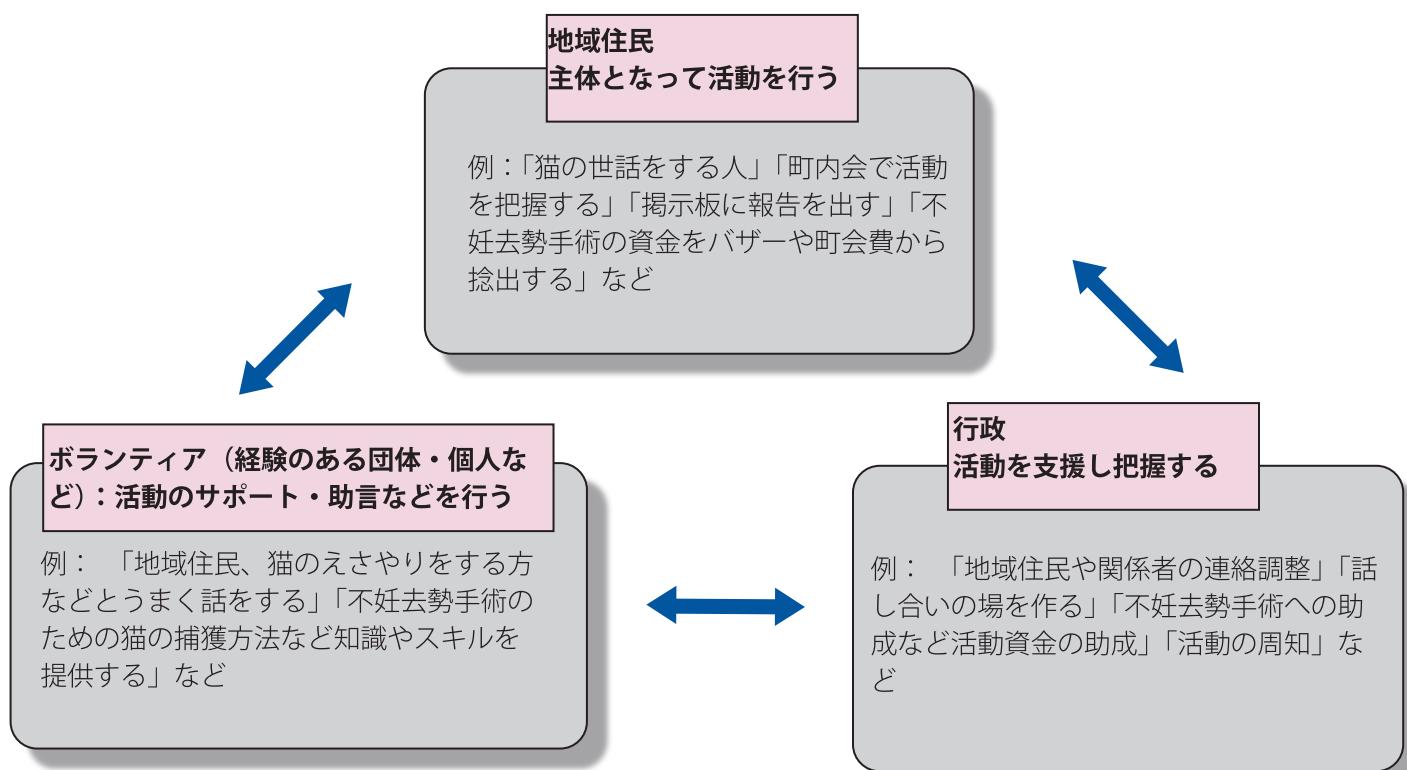
一般市民を対象に環境省が実施した「飼い主のいない猫に関するアンケート調査」（平成23年）では、地域猫の取り組みに対する評価について、「非常に評価する」が約29%、「どちらかといえば評価する」が約51%となっていて、「地域猫活動」に関する関心と期待が高まっています。

次ページから各地の実践例をご紹介します。行政として「地域猫活動」に対してどのような役割を果たしていくべきなのか、どのような点に気をつけければ活動がうまくいくのか、ぜひ参考にしてください。

■ 地域猫活動のポイントは <三者協働>

地域猫活動は、

地域住民 + ボランティア（経験のある団体・個人など）+ 行政 が
「地域の問題を地域で解決するため」に協働して行うことが大切です。



行政とボランティアの役割分担

長野県松本市では、保健所が地域の動物ボランティア団体（長野県動物愛護会「ネコ部会」など）とうまく連携することで、効果的な地域猫活動を進めています。地域猫活動を始める場合には、「地域住民・ボランティア・行政」の3者協働が基本となりますが、最初にえさやりをする方や地域住民などに活動への理解を求める場合、どのようにうまくアプローチするかが重要となります。



例えばえさやりをする方は、いきなり行政の人が話に行くと戒めに来たのではないかと警戒し、なかなか心を開いてくれず、さらに隠れてえさやりをすることになる場合があります。そのようなときは猫に詳しく活動実績があるボランティアが、ゆっくりと相談に乗りえさやりをする方に寄り添うことで不妊去勢手術や地域猫活動に理解を示し参加してくれるようになります。逆にボランティアが住民や自治会に地域猫活動の説明に行っても「外部の人間に地域のことを言われる筋合いはない」と受け入れてもらえない場合がありますが、そのようなときは行政の出番となります。「役所のお墨付きなら」ということで協力体制を整えてくれることが多くあります。また市内の住宅地か、農村部や山間の集落かによっても地域住民の方の意識は違うこともあります。行政かボランティアか、それぞれの立場や特徴の違いを上手く活かしてアプローチすることが「とっかかりの部分ではとても大事」であり、そして、それぞれの地域でそれぞれの地域猫のスタイルがあつていいと考えています。

こうした細やかな連携をとることで、松本市では地域猫活動が進み、現在「ネコ部会」が担当把握している地域猫活動地域は、市内・郊外合わせて94ヶ所あり、それぞれの地域で住民が自立した活動ができるようにサポートしています。その成果は猫の引取り数にも現れています。松本市が引取りをした猫の頭数は、平成17年度には1296頭でしたが、6年後の平成23年度には388頭。6年間で7割減少という成果を上げています。また同時に譲渡活動も、ボランティアと協働しながら進め、平成23年度は122匹を譲渡。結果、引取りをした猫の殺処分数は266頭となっています。保健所ではケアしきれない子猫（離乳前の子猫も含む）が入ってきた時には、すぐにボランティアへ譲渡するなど、連携がうまく機能しているおかげです。

ボランティア団体と連携することによって、猫をめぐる問題の解決を目指す松本保健所の取り組みは他の自治体にも参考になると考えられます。

「にゃんでも相談会」の実施

松本市保健所と長野県動物愛護会「ネコ部会」の共催で、月に一度、松本市保健所の会議室で「猫のにゃんでも相談会」を開催しています。ここには、猫の飼い主、また猫の問題で困っている人たち、またえさやりをする方などがさまざまな相談を持ち込みます。猫の飼い方から、猫に関する苦情まで多岐にわたる相談に答えるのは、保健所の職員、地域猫活動も行っているネコ部会のメンバー、そして地元の開業獣医師。さまざまな問題への対処方法を、専門家の立場、市民の立場でともに考えようという相談会で定期的にこうした相談会を開催し、また行政職員だけではなくさまざまな立場のメンバーが一堂に会することで、相談を持ち込みやすく、また解決策も提示しやすく取り組みやすくなっています。

事例

福岡県獣医師会

野良猫以上、地域猫未満 「あすなろ猫」

福岡県獣医師会で組織する「犬、猫の過剰繁殖問題対策委員会」では、県内の行政施設に持ち込まれ殺処分される猫の6割以上を占める子猫の数を減らす為に、「あすなろ猫」事業として飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する助成を平成22年にスタートさせました。

「あすなろ猫」とは、「まだ地域猫の条件は満たさないが、一定の地域に住み着いて、えさを与えられている猫で、将来地域猫に昇格するために、不妊去勢手術を施されマーキングされた猫」と、福岡県獣医師会では定義しています。地域猫は多くの条件をクリアしなければ認定されませんが、それを待っている間に猫はどんどん繁殖してしまう。だからまず不妊去勢手術を実施し「あすなろ猫」とわかるマーキングをして、その後地域猫への条件を整えてゆく考え方です。

これまでの3年間に、県内のモデル地区で生息する「あすなろ猫」は、約1000頭になり、県内の動物病院で不妊去勢手術を受けています。
(メス10,500円、オス5,250円)。

こうした福岡県獣医師会の取り組みに呼応して、市町村の中でも予算を組み「飼い主のいない猫の不妊手術」を助成する動きが出始め、現在4市町村で助成が始まる予定です。この流れが全県下に広がれば、自治体の収容施設に持ち込まれる犬猫の数は減少し、ひいては譲渡先を見つける事がより簡単になると、獣医師会「過剰繁殖問題対策委員会」では期待しています。



事例

京都府京都市

「まちねこ」の避妊去勢手術を獣医師会の協力で！

京都市家庭動物相談所では、「まちねこ活動支援事業」を平成22年度から行っていますが、その一環として、まちねこの避妊去勢手術を、京都市で無料で実施しています。(公社)京都市獣医師会の協力で、毎週の月曜日と木曜日、輪番の開業獣医師に来所してもらい、活動ボランティアが保護してきた飼い主のいない猫たちの手術を行います。開業獣医師の指導を受けて、今年度からは相談所職員である獣医師の執刀の割合を増やしており、より多くのまちねこの手術が行えるように努めていく予定です。



耳の内側に緑の刺青でナンバリング

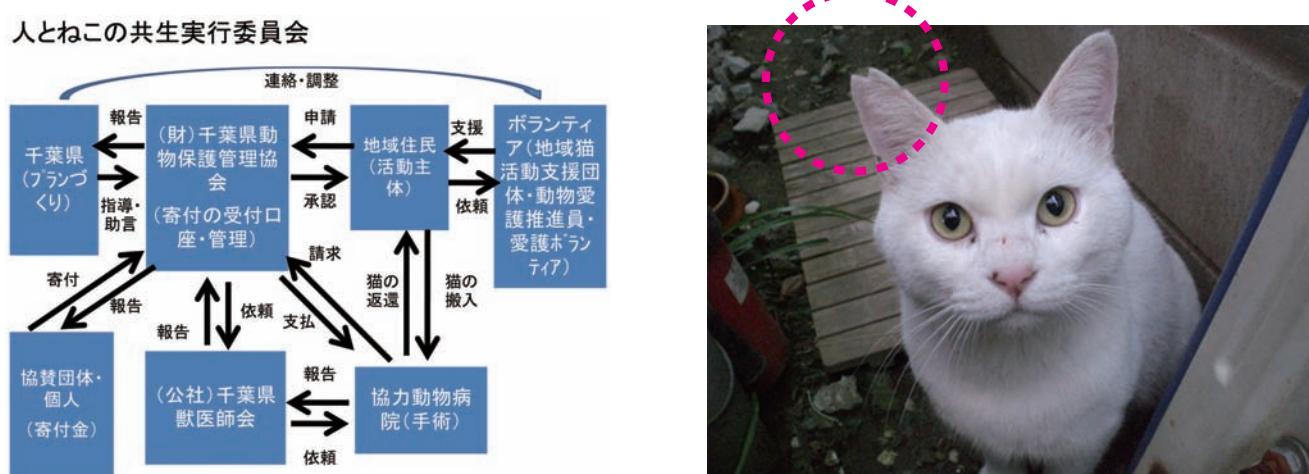
事例 千葉県

官民協働の新たな仕組みづくり

千葉県では「地域猫支援事業」を、不妊去勢手術への助成という観点で以下の2本立てで進めています。

- ①県の予算による地域猫の不妊去勢手術助成（承認された地域猫活動主体からの猫を千葉県動物愛護センターで無料で手術。執刀は千葉県獣医師会が協力）
- ②官民協働で設置した「千葉県 人とねこの共生実行委員会」による活動

この「千葉県 人とねこの共生実行委員会」は平成23年に地域猫活動を支援する目的で、千葉県が、財団法人千葉県動物保護管理協会、公益社団法人千葉県獣医師会とともに設置したもので、委員会には千葉県の動物愛護推進員や愛護ボランティアも参加しております。委員会を構成するメンバーがそれぞれの役割を分担しています。特徴的なのは不妊去勢手術を進めるための活動資金として、協賛企業や団体・個人からの寄付を受けつけていることです。現在ペットフード会社や県内の関係団体などがこの事業へ寄付を行っています。地域猫活動への支援のための費用捻出に苦慮している自治体が多い中で、こうした官民協働の新しい仕組みを作ることも有効なアイデアです。



地域猫活動における「三者協働」

地域猫活動は、地域住民 + ボランティア（経験のある団体・個人など）+ 行政の三者協働がポイントです。どれかひとつでも欠けると、問題が起きてしまうことがあります。たとえば・・・

①ボランティア + 行政（地域住民抜き）

地域住民への説明や理解を求めるこをせずに、ボランティアが行政の助成金を使って活動を行うと、地域住民から「猫の好きな人が勝手にやっているだけ」と認識され、協力を得られず、エサ場やトイレの設置などの適切な管理ができない。

②地域住民 + 行政（ボランティア抜き）

猫の捕獲や、管理の方法などに知識がなく、活動を円滑に進めることが難しい。

③地域住民 + ボランティア（行政抜き）

町内会長がボランティアと積極的に活動を進めても、会長が変わると活動が続かないことがある。行政が関わることで「事業」としての継続性が保たれる場合が多い。

公園ねこサポーター制度

大阪市の公園を管理する「ゆとりとみどり振興局緑化推進部」では、市内の都市公園に多数生息する飼い主のいない猫対策として、「公園ねこ適正管理推進サポーター制度」を平成23年から実施しています。公園内の猫の苦情に対する施策として、また自主的に活動するボランティアと協働することでよりよい対策が取れるのではないかということから誕生したプロジェクトで、公園の猫に不妊去勢手術を行いその一代限りの命となった猫を適正に管理し、公園の環境保全と動物愛護の推進の両立を図る、市民と行政の協働事業となっています。



制度の概要は以下のとおりです。

- ①サポーター希望者は、活動したい公園ごとに3名以上のグループで申請する
- ②公園事務所の面接審査の後、原則として大阪市健康局が実施している「所有者不明ねこ適正管理推進事業」の地区指定を受け、大阪市（ゆとりとみどり振興局）が主催する「事前研修」を受講（動物愛護管理法やプロジェクトについての認識を確認）してサポーターとして登録する
- ③公園の猫に不妊去勢手術を行った上で適正に管理する
 - ・不妊去勢手術には大阪市健康局が実施している「所有者不明ねこ適正管理推進事業」を適用し
1頭あたりの負担 5,000円で実施が可能
(頭数が多いため実際はサポーター負担で行われる場合も多い)
 - ・ルールに従ったえさやりを行い、後始末や周辺清掃を行い、公園の環境美化活動を実施
 - ・管理している猫の数などを三ヶ月に一回報告（個体管理の徹底）

こうした取り組みの中で、平成25年2月末現在、公園ねこサポーターとして登録されているのは149名。市内45の公園で活動が行われています。サポーターが管理している猫は680頭で、このうちのおよそ8割が不妊去勢手術をすませており、その成果が現れ「公園ねこ」活動のエリアでは猫の数が減少傾向にあります。

このプロジェクトにおける行政担当者（ゆとりとみどり振興局）の役割は、サポーターの活動内容を把握すること、看板の設置など普及啓発すること、苦情（目立った活動をしているためサポーターにいわれなき苦情が寄せられることがあるがプロジェクトについてよく説明する）対応などで、サポーターの活動をしっかりと支援しています。



サポーターにとっては行政とともに活動することで、市民の賛同も得やすく心強く横のつながりもできてきたとのことです。まだサポーターになっていない「えさやりをする方」にも声をかけ、適正な活動をアドバイスしたり不妊去勢手術の手伝いをするなど活動も広がっています。

今後は動物管理センターともさらに連携して、公園での活動のみならず地域の飼い主のいない猫対策とより一體となった取り組みを検討していきたいと考えています。

事例

東京都新宿区

地域猫は「住民自治」

新宿区では、平成13年東京都の「飼い主のいない猫との共生モデルプラン事業」の第一号として認定を受け、地域猫活動を開始。現在では、区の30以上のエリアで地域猫対策が行われています。

その成果は、新宿区から東京都に引き取られる猫の数にも顕著に現れていて、平成23年度は成猫が8頭。子猫は22頭。取り組みを始めた10年前の数字に比べて、9割以上減少しています。

新宿区の地域猫対策の特徴は、飼い主のいない猫問題を「地域の問題を地域で解決する仕組みづくり=住民自治」として位置づけている点です。行政・地域住民・ボランティアがお互いの時間と知恵と労力とお金を出し合う協働事業だと、強くうたっています。

また地域猫対策は、町会や住民の関わり方、ボランティアグループの動き方によってさまざまなので、固定的に捉えずに柔軟に対応することが大事です。現在新宿区には、「町会×ボランティア×保健所」という基本の組み合わせだけではなく、「複数の町会にまたがるプロジェクト」や「学生ボランティア団体が主体となって行っているプロジェクト～早稲田大学のボランティアサークル・都立高校の生徒による「猫部」の活動」「企業の管理地での対策プロジェクト～保健所×地域ボランティア×企業」「繁華街の商店主・従業員が参加する歌舞伎町地域猫の会」など、さまざまなスタイルでの地域猫活動が行われています。



平成20年には、各エリアで活動している人々の交流の場として「連絡協議会」(名誉会長：新宿区長)を設置しました。事業の啓発・地域の苦情の掘り起こし・活動の協力者を探す目的に「ねこ苦情なんでも相談会」や「人と猫の調和のとれたまちづくりセミナー（にゃんにゃんセミナー）」を開催しました。一層の活動の広がりが期待されています。

■ 新宿区の地域での取り組みの方法（話し合いの中で以下のことを確認していく）

1. 情報の共有化：猫の数・えさやりさんの特定・えさ場の確認・手術などの経過・トラブル現場の確認
2. 問題点の抽出：置きえさ・不明えさやり・糞尿・片付け（何から解決させていくか）
3. 具体化の検討：町ごとのルールを決める（手術済み猫の目印・費用負担・担当者）
4. 役割分担を確認：猫の特定・えさ場の管理・トイレの管理・手術の実施・猫の飼い主対策
5. 広報・宣伝活動：取り組みの経過を報告する（掲示板・回覧・ポスト入れ）

■ 新宿区保健所の役割

- ① 苦情者・相談者との話し合い
- ② 地域の問題として、地域に問題を戻す（町会・自治会との話し合い）
- ③ 当事者間での情報交換・整理・実施に向けての組織作りを支える（猫をキーとしたコミュニティ作り）
- ④ 動物ボランティア（団体など）との連絡調整役を果たす
- ⑤ 地域への周知に有効なチラシを作り提供する
- ⑥ 野良猫を地域で適切に管理する仕組みづくりを実行していく

参考：新宿区の「地域ねこ対策」Q & A

回答：

新宿区保健所衛生課管理係：高木優治さん

新宿区の地域猫活動を立ち上げから現在まで行政の立場で推進。環境省研修所や全国各地の自治体からの依頼で地域猫に関するセミナー講師としても活躍中。

Q：地域猫活動をはじめようとするときの「地域の合意形成」を新宿区ではどのように考えていますか？

A：地域全体の合意を絶対条件とはせず、出来ることから始めて対策の取り組み方や成果を報告し合意を目指したり広げたりすることで行っています。そもそも10人集まれば、「なにがなんでも猫擁護」の人や、「なにがなんでも嫌い」的人がいますので、全員の方を説得して合意をとると考えると進みません。10人中6～8人の、あまり関心がなかったり、少しは街がきれいになればいい、という程度に考える方たちに向けて「猫が増えて困っているのでそれを解決するための手段として地域猫を！」という提案をするというように理解を進めます。地域猫対策は、「好き嫌い議論」に入らないのが重要です。そして活動していく中で、町会役員に、ポスティングで各家庭に、そして警察などに、報告（「こうやりたい」「やっています」「成果が出てます」）をきちんとします。そのように活動を進めながら理解と協力を得ていき、それを「合意」という言い方をするのであれば、合意なのではないかと考えています。

Q：三者協働というときに、それぞれの役割、行政の役割はどこまでと考えていますか？

A：地域猫対策は、「住民自治」です。地域の問題を地域で解決する。そのときに下支えをするのが行政だと考えています。まず、行政には苦情が来ます。苦情があるということは、そこは地域猫ができる可能性がある場所だといえます。苦情には①猫が増えすぎて糞尿などで困っている、②猫の世話をしていたら怒られて困っている・・・という両方の苦情があります。それを役所だけが受けるのではなく、「地域の問題だから地域に戻しますよ、みんなで考えませんか？」というのが行政のまずやることだと思います。

苦情を言ってきた人との個別の話も必要ですし、餌をあげる人、環境問題に関心がある人、町会の役員さん・・・とそれぞれに話をしておいて、「どこかで皆さん集まりませんか」と呼びかけます。主導するのが町会でも、街の人でも、ボランティアの人でもいいので集まってもらい、「猫について話す場」を作り、そこで情報の共有化を図ります。そして何が問題かを洗い出して、わかったところで、お互いにできることを考えましょうとなります。猫の好き嫌いの議論をしたり、できないことで対立し合うのは意味がないのでそれが出来ることを考えることが大切です。たとえば保健所には「チラシがある」「助成金がある」、町会は、「掲示板が使えます」「町会の会議室あります」、「募金を集めましょうか」。ボランティアさんは、「掃除やれます」「不妊去勢手術のために猫をつかまえます」と、それぞれに出来ることを積み上げていき、できることからやるということです。話し合いから、その街の地域猫対策のルールが出てくるのです。

保健所にできることとして大事なことの一つは、地域猫活動に関するチラシを作ってサポートすることです。「こういうことをやっているのでよろしくお願ひします」という内容をいれて、そこには保健所の名前と電話番号を入れておきます。ボランティアの名前や電話番号は入れなくてもいいので、「役所が連絡を受けますよ」という内容にします。苦情等はこちらに来ますが、そうすることで逆に活動を把握しておけるようになります。



地域に配布するチラシ

Q: ガイドラインは作っていますか？

A: 新宿区には、地域猫のガイドラインがありません。ガイドラインを作った当初の人は、なりたちや経緯がわかるため、幅を含めて考えられますが、次に引き継ぐ人はそれがマニュアルになってしまい、その枠の中でしょうとすると、枠はどんどん狭くなってしまいます。マニュアルに縛られて、ものさしが一本になってしまい、それ以外に動けなくなることもあります。

Q: ボランティアについてはどのように考えていますか？

A: 新宿区のボランティアには2種類あります。ひとつは「NPOねこだすけ」のような団体として動いて猫のノウハウを持っているボランティアで、もうひとつが、猫の不妊去勢手術をし管理して餌をやる、その町に住む「住民ボランティア」です。新宿区では、地域猫を始める時の説明会には「NPOねこだすけ」が同席して地域猫のノウハウを示しますが、この団体は実際の日々の活動（えさやりや掃除など）はしません。その地区の住民ボランティアが行うことで、持続性や継続性が生まれるので、街をきれいにしたい人がいたら住民ボランティアになります。また、その街で猫に餌をあげている人=えさやりさんについても「出る杭になる覚悟」さえすれば、住民ボランティアになります。単なる「えさやりさん」から、「役所と一緒にになって、きちんと不妊去勢手術して管理して頑張る」という住民ボランティアになり、さらに、ほかの地域で困っている時の苦情解決を相談できる人になる・・・これが、本当の住民ボランティアだと思います。街のなかで住民ボランティアになれる人は潜在的にたくさんいます。

Q: えさやりさんとのコミュニケーションはどのようにおこなっていますか？

A: 「保健所はうるさいことしか言いに来ない」という印象では話は進みません。「めんどくさいから、もう一切聞かない、これまでどおり勝手に餌をやる」となってしまうので、「ちょっと話を聞いてもらえませんか？猫が可愛かったら、猫が嫌われ者にならないようにしませんか？」と提案型でいけばうまくいく場合も多いのです。そのときは「猫の虐待問題」や「不妊去勢手術をせずに産ませ続けても、街中では子猫の半分以上は死んでしまうこと」なども話します。そして住民の方に理解してもらうために「目立ちましょう」という話をします。こっそり餌をやってこっそり糞尿を片付けるのではなく、あえて目立ちましょう。

餌をやる時間とは別に、決まった時間にあえて糞尿の始末だけをしに行ったり、不妊去勢手術して「耳先カット」もして、「ちゃんとやっています」ということを周りに見せていくのが大事だと話します。目立てば最初は一気に苦情がそのえさやりさんに来ますし非難されます。でも、役所も一緒に叩かれますから・・・という姿勢でえさやりさんに接します。もちろんこういうことは時間をかける必要があり、いきなりしてもうまくいかないことが多いです。早ければ一回で解決するところもありますが、何年越しのところもあります。

Q: 地域猫を進める上で「えさやり禁止」については、どうですか？

A: 猫はなわばかりを大切にする生き物なので、えさやりを禁止しても縄張りを移動することが少なく、かえってゴミを漁るなどし、トラブルの解決にはなりません。また「えさやり禁止」看板を出してしまると、えさやりさんからの協力が得られなくなります。地域猫活動を行うときには、どこに猫がいて、その猫を捕まえるためにどこに捕獲箱を置けばいいかといった情報が必要ですが、街の中に住んでいる猫の情報を持っているのは、えさやりさんです。その人たちをシャットアウトしてしまうと、地域猫活動を進めるのが難しくなります。そして猫にえさをやっている方々をルール違反者として決め付けることになってしまい、地域猫を行う前に無用なトラブルを誘発することになります。

Q: 地域猫対策の効果測定はどのように考えていますか？

A: 何を持って効果測定とするか・・・ひとつは「苦情対応が役所の仕事」と考えれば、その地域から苦情が出なくなったことを成果としてみなすことができますが、実際に地域猫活動エリアからの苦情は減っています。またセンターに持ち込まれる数ということでも、新宿区では10年前に比べると10分の一の数になっています。そしてなによりも、地域猫という取り組みが最初は一か所からスタートして、現在は30か所以上に増えているということが成果だと思います。猫をめぐるトラブルを解決するために地域猫という方法がいいのだ、この方法が効果があるんだと認識されて、街の皆さんのが参加するようになったこと、地域の皆さんのが自らやろうとしていることが素晴らしいことで、これが地域の問題は地域で解決する「住民自治」だと思います。